（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

期日前投票所に関する意見等（設置期間及び開閉時間について）９件
・期日前投票所を増やすことはよいが、平日の午前９時から午後５時の時間では、仕事をしている人は期日前投票行けない。むしろ、午後５時以降の時間に設置した方がよいのではないか。 ・期日前投票所については、旧４町に増設することに賛成である。ただし、設置期間及び開閉時間は、市役所に設置する期日前投票所と同じ条件が自然でわかりやすい。旧４町は豊川市なのだから、同じ条件でやってほしい。 ・期日前投票所を増設していただき、ありがとうございます。開閉時間はせめて午後７時までとし、５日間くらいは設置していただきたいと思う。 ・投票率を上げる施策として、期日前投票所を増設する施策は評価しているが、開設日数が少ないことと、何よりも投票時間が午前９時から午後５時までとなっているが、これでは仕事をしている人が利用できなく中途半端で効果が半減してしまうので、せめて通常と同じ午後８時までにするべきである。 ・期日前投票所の増設について、一宮、音羽、御津及び小坂井の各中学校区に新設するとのことだが、開閉時間を午前９時から午後５時までとなっており、時間を延長して現在の期日前投票所と同じ時間とした方が有効だと思う。 ・期日前投票所を４箇所（一宮、音羽、御津、小坂井）に増設することは改善と評価する。しかし、設置期間は、選挙期日（投票日）前３日間、開閉時間は、午前９時から午後５時までで、豊川市役所の投票所の設置期間、開閉時間より短期・短時間であり、選挙の公平性に矛盾する。まずは、全市同一としてスタートし、投票率向上を目指すべきである。 ・期日前投票所の増設には賛成する。期日前投票所の増設の改善点としては、朝のスタートを遅くして、夜８時までにしたほうがよい。 ・期日前投票所の増設については、午後８時まで出来るようにしてはどうか。 ・期日前投票所の増設は、前進であり、喜ばしいことであるが、投票率を上げることに関して言えば、基準は市役所内の期日前投票所と同じであることが望まれる。案の内容では、勤労者には短すぎる。期間の延長・午後５時以降の延長が必要である。
選挙管理委員会の考え方
増設する期日前投票所の設置期間を選挙期日前３日間とした理由は、各選挙において期日前投票期間の前半は投票者が少なく、選挙期日が近づくにつれて投票者が多くなる傾向にあり、増設する公共施設について選挙期間中は他に使用することができず、既存の施設利用者にも影響を及ぶことを考慮したものです。 また、開閉時間を午前９時から午後５時までとした理由は、過去の選挙の期日前投票の状況から、午前１０時から午前１１時までが最も多く、次に、午前１１時から正午まで、午後１時から午後２時までという順になっており、午後２時以降、次第に投票者数は減少する傾向にあり、午前９時から午後５時までの投票者数の割合が約７５％であることから、これらのことを増設の基準を設定するにあたり考慮したものです。 なお、豊川市役所に設置する期日前投票所は、これまでどおり期日前投票期間の全日、午前８時３０分から午後８時まで設置します。 増設した後は、期日前投票所が５箇所となることから、二重投票を防止する期日前投票システムの安定した運用を図り、確実に選挙事務を執行する体制を整えるとともに、今後において有権者の投票状況に応じて、設置期間及び開閉時間の見直しを行っていきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

期日前投票所に関する意見等（期日前投票における事由について）１件
以前期日前投票に行ったときに、「なぜ期日前投票をするのか？」という質問項目があり、「投票日に行けないから、期日前投票に行く」という単純な理由ではいけないのかと思った。投票率を上げたいなら、そういう個人的な理由を聞く必要はあるのかと思った。
選挙管理委員会の考え方
期日前投票の場合は、公職選挙法施行令第４９条の８の規定により、当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、宣誓書を提出することとなっており、該当事由を記入していただくものですので、ご理解をお願いいたします。

期日前投票所に関する意見等（増設の施行時期について）１件
期日前投票所の増設実施時期は、平成３１年２月の愛知県知事選挙前に執行される選挙でも対応されるように検討されたい。
選挙管理委員会の考え方
期日前投票システムの改修等に時間を必要とするため、愛知県知事選挙から増設することを予定していますので、ご理解をお願いいたします。

期日前投票所に関する意見等（増設施設の希望について）１件
出来れば、八南公民館にも設置していただくと助かる。
選挙管理委員会の考え方
期日前投票所の増設の理由は、期日前投票の投票者数の増加への対応、投票環境の向上を図る有効な選択肢として、期日前投票所を最大限活用し各中学校区における期日前投票の割合の平準化を図るため、期日前投票の割合の明らかに低い中学校区に設置するものですので、ご理解をお願いいたします。

不在者投票制度に関する意見等（不在者投票に関する意見）１件
入院中や入所中と同様に、在宅でも投票ができるシステムがあればと願っている。
選挙管理委員会の考え方
在宅で投票できる制度として、郵便等による不在者投票の制度があります。この制度は、障害の程度によりますが身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている方、要介護状態区分が要介護５の方については、自宅などで郵便等による不在者投票ができますので、この制度を利用する場合は選挙管理委員会までお問い合わせください。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しの目的について）１２件
・今回の提案は豊川市が経費削減を考えてのことと受け止めてしまう。若者が投票に行こうと思えるような、政治や政策、住みよい豊川にすることが、投票率をあげるのではないか。 ・費用の削減が目的なら、行政が選挙を軽く見て、市民サービスを低下させるということで、あってはならない事と考える。 ・車に乗れない遠くまで歩けない投票に行きたくても行けない。今のままではダメなのか（人件費削減のため）年中選挙があるわけではない。 ・投票所の見直しについて、経費削減が目的のように見えて、残念である。 ・選挙は民主主義の基本のひとつであり、わずかな経費削減の為に市民の参政権をうばうことはやめてほしい。 ・選挙権は、行政に対して行使できる唯一の権利であり、経費削減のために行うと言うのは、本末転倒であり、もっと他に経費節減する事項はあるはずである。 ・市の見直し案を読んだが、経費削減ばかりが先にありきに思われてしまう。財源は他の無駄を見直して捻出して、選挙を重視してもらいたい。 ・期日前投票を３日から２日にかえるとかでも、経費を減らすことはできる。 ・この案は便利になるより、不便になる人の方が多くなると予想される。投票所の削減は、投票所従事者の削減＝人件費の削減だろうと思う。基本的な市民の権利を奪うような節約は間違っている。 ・基本的な考え方とは、投票環境の整備・投票率の向上なのに、なぜ、現在の投票所を統合することで環境の整備や投票率の向上になるのか。 ・投票所を少なくしておいて、投票率が上がるというのが納得できない。 ・結論ありきの進め方ではなく、どのような力が働いて、このようなことになったのか、本音の部分を隠しているように思われる。
選挙管理委員会の考え方
投票区・投票所の課題として、現在の投票所として使用している施設の面積は様々ですが、すべての投票所において、あらゆる選挙に対応できるように必要な面積を確保する必要があるとしています。そのため、見直しの理由としては、衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合においても、投票区及び投票所の基本的な考え方に基づく措置を可能とし、投票環境の平準化及び投票事務を適正に管理執行するために行うものですので、ご理解をお願いいたします。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（衆参同日選挙を想定することについて）６件
・健全な選挙を行うため、適正な広さの投票所を用意することは理解できるが、過去数十年に数回しかない衆参同日選挙を想定して、すべての選挙について投票所を変更することは理解できない。衆参同日選挙のみ、小学校で行ったらどうか。それ以外の小規模な選挙は、従来通り地区市民館で行っていただきたい。 ・衆参同日選挙になったのは、この７０年間で２回しかなく、この先もいつあるのかは全く不明である。そのような特別な場合を前提とするのは、こじつけととられても仕方がない。 ・何年に１度あった過去の衆参同日選挙に問題があったのか。 ・ダブル選挙対応が第一の削減理由だが、ダブル選挙は過去２回しか行われていない。下郷地区市民館は８５㎡だが、下郷地区市民館より狭い６０㎡～８０㎡の投票所でもダブル選挙時にトラブルや不都合があったと聞いたことがない。当日と比べて投票箱が増えたと説明会で聞いたが、たった１つ増えるだけである。現状のままであると終日ではなく一時的に多少待ったり、並んだりすることがあるかもしれないが、遠くまで足を運ぶことに比べれば大きな問題とは考えられない。選挙はダブル選挙だけでなく、知事選挙、市長選挙、県会議員選挙、市会議員選挙等、他にたくさんの選挙がある。何十年に一回あるかないかのダブル選挙のために施策をうつメリットよりデメリットの方がはるかに大きいと考える。 ・投票所の広さについては、「平成２９年３月の投票環境の向上に向けた取り組み事例集」に下記の事例があった。 事例１　北海道函館市　～共通投票所の設置 市の面積：　６７７．９㎢　・　市の人口：　265,979　人（平成２７年国勢調査） ○　選挙人名簿登録者数：　233,028　人（平成２８年参（選挙時登録）） ○　投票所数：１１２箇所 ○　期日前投票所数：１４箇所（公共施設、商業施設、大学） この場所商業施設での投票所の広さは　①６．９Ｍ×５．２Ｍ　（３５．８８㎡）　②７．８Ｍ×４．８Ｍ（３７．４４㎡）　というもの。豊川市の言っている「９０㎡」を必要とする選挙は戦後たった２回しか存在しない同日開催の選挙を想定しているのである。甚だ必要性において疑問である。 ・赤坂台の公民館の説明会には愕然とした。感情のないような説明、衆参同日になったときを心配したくないような考え。住民の人達の反対の思いを受け止めれていないような気がした。衆参同日になることはめったにないし、なったら地域の回覧で、午前、午後と分けるということもすることができると赤坂台の地域の人達は話してみえた。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

選挙管理委員会の考え方
投票所内の設備は、選挙人の人数に応じて、適宜に考慮して設けなければならないものとされており、特に投票記載場所については、投票の秘密の確保に注意し、他人の投票を見ること又は投票用紙を交換すること等の不正手段を防ぐことのできる程度に設備しなければならないと規定されています。 また、投票所内の設備は投票管理者及び投票立会人より見通しうるように配置しなければならず、投票所内のすべての行為を監視できるような設備が望ましいとされ、投票所の設備が不備な場合には違法であると判示した判例もあり、特に注意を要するものです。 一方、衆参同日選挙については、昭和５５年と昭和６１年の２回ありましたが、現在と選挙制度が異なり、今より少ない票数で執行しており、現在は衆議院２票、参議院２票、国民審査１票を合わせて５票の投票を取り扱わなければなりません。 選挙を問わず、投票の秘密の確保に注意し、他人の投票を見ること又は投票用紙を交換すること等の不正手段を防ぐことのできる程度の設備を確保するため、投票所の面積は９０㎡以上としており、この面積の根拠は、豊川市役所における期日前投票所の面積としています。選挙管理委員会では、実際に同日選挙を想定し、投票箱を５箱置き、受付も選挙ごとに２箇所用意し、車イスを利用する方等への誘導等の配慮を考えて設置を行い、面積９０㎡は最低限必要であると確認を行ったものです。 同日選挙は、任期満了の選挙とは異なり、同日選挙となることが確定する時期が不明であるため、投票所として使用する施設を予約しておくことができません。そのため、通常投票所として使用していない施設を、同日選挙時のみ新たに投票所として確保し、同日選挙時の投票所として使用できる保障はありません。 今回の投票区・投票所の見直しにより、新たに投票所として使用する予定施設は８施設（小学校７、生涯学習会館１）でありますが、選挙準備に時間的な制約があるなかで、同日選挙時のみ投票所施設を変更し投票所の設備を不備なく確保することは困難であると考えていますので、ご理解をお願いいたします。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しの基準について）８件　（その１）
・市の提案では、「投票区内の最長距離が１ｋｍ未満で、有権者が2,000人未満の投票区は見直す（他と合併して削減する）」ということで、国の基準は、「投票区内の最長距離が２ｋｍ以上で、有権者が2,000人以上の投票区は見直し（分割して会場を増設する）が必要」ということなので、「見直す」の意味がまるで反対である。しかも、国の基準というものは最低の基準であり、市は本来それよりもよいサービスをすべきではないのか。 ・投票所は国の基準では最長距離２ｋｍ、有権者が2,000人以上の投票区は見直しが必要とのこと。ぜひ守ってもらいたい。 ・投票区・投票所を１４箇所削減する見直し案だが、削減対象の投票区では投票所までの距離が全ての投票区で、見直しにより遠距離化する。最長距離２ｋｍ台が３箇所、３ｋｍ台が１箇所となり、見直さない投票所は、現行で２ｋｍ台が５箇所、４ｋｍ台が１箇所となっている。１投票区あたりの有権者数は、2,000人台が１６箇所、3,000人台が１８箇所、4,000人台が８箇所、5,000人台が５箇所もあり、市の案の上限有権者数の6,000人も含めて国の基準数値に見直すように求める。 ・議会制民主主義制度において、国民、市民の声がきちんと議会に伝わることが重要である。そのために公職選挙法があり、投票区・投票所の設置については実情を把握している市町村に任されているのである。 投票環境の向上を図るのが目的である制度見直しにおいて、資料１３ページにある国の基準で、（ア）として「投票における選挙人の利便を図り、・・・交通の利便等地域の特性を考慮すること。」、（ウ）として「過大投票区（１投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超えるもの）にあっては、おおむね3,000人を限度として投票区の分割を行い投票区の規模の適正化を図ること。」、（エ）として「・・・例えば投票所から選挙人の住所までの道程が２キロメートル以上であって、かつ１投票区の選挙人の数が2,000人を超える投票区等については、再検討を行い、投票区の増設に努めること。」とあるが、見直し案がこれに沿ったものになっておらずかつ投票環境の向上に逆行している。総務省に電話をして確認したところ、国の基準は現在も生きている基準であるとのこと。 豊川市はこれまで国の方針に沿って色々取り組んできたと思われますが、今回に限り何故これほどまでに相反する基準、資料１５ページにある（ア）「・・・投票所の面積は、原則として９０㎡以上とします。」や、（ウ）「１投票区の有権者は、6,000人を上限とします。」を作り出したのか。 この基準に沿って見直し後の投票区・投票所を数値でみると、国の基準（ウ）の過大投票区にあっては、おおむね3,000人を限度とあるにもかかわらず、１６箇所中１４箇所が3,000人以上の過大投票区になってしまう結果となっている。 ・投票所の見直し基準として「投票区内の最長距離１ｋｍ未満で有権者2,000人未満」などを設けて一律に削減対象としているが、社会的環境や地形などが考慮されていない。 ・下郷地区市民館の投票所のスペースについては、基準より５㎡少ないだけであり、入口前のスペースを活用すれば問題はないと思う。 ・投票所のスペースが足りないからといって、あまり杓子定規にされたくない。もう少し各地区の実状を知ってほしい。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しの基準について）８件　（その２）
・総務省が出した「平成２９年３月の投票環境の向上に向けた取り組み事例集」が公開されており、各選挙管理委員会においても当該事例集を活用いただきたいとある。この内容を参考にしたのか。これによると豊川市が資料１５ページで、イ　見直し理由で挙げている「衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合においても、投票区及び投票所の基本的な考え方に基づく措置を可能とし、投票環境の平準化及び投票事務を適正に管理執行する」ための、投票区・投票所の見直しを行うようにという内容は含まれていない。 次に紹介するものが掲載されていた。 平成２８年７月の参議院選挙における取組事例 １「共通投票所の設置」に関する事例· ２「大学や商業施設等への期日前投票所の設置」に関する事例 ３「期日前投票の投票時間の弾力化」に関する事例 ４「投票所等への移動支援等」に関する事例 など本当の意味で投票環境の向上に資するものが沢山あった。
選挙管理委員会の考え方
この見直し案の考え方は、現在、投票所の面積が原則９０㎡以上ない投票区について、投票区内に面積が９０㎡以上ある施設があればその施設を投票所とし、面積が９０㎡以上ある施設がなければ、面積が９０㎡以上ある投票所のある投票区に見直しを図るものです。その結果、投票所までの距離が比較的短く、有権者数の比較的少ない投票区について、１㎞未満で有権者が２，０００人未満という基準を設け投票環境の平準化を図ることにしたものです。このことにより、３，０００人を超える過大投票区が増加しましたが、現在、投票所において選挙人名簿の対照にパソコンを複数台導入し、３，０００人を超える投票区においても適切に管理執行されていることから、見直し後の管理執行についても引き続き適切に行っていきますので、ご理解をお願いいたします。 また、１投票区の有権者６，０００人を上限とした考え方は、他市においては１０，０００人を上限としている地域もありますが、現在、投票区内の最多有権者数を抱える豊川北投票区が約６，０００人で適切に管理執行されていることから、６，０００人を上限としたところですので、ご理解をお願いいたします。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しの進め方について）４件
・案で７月までに行ったとする「地区(住民)への説明」は、三上町に関する限り、公開でおこなったという事実はなかった。 ・投票区・投票所の見直しの対象となる地区への説明会の開催状況について説明されたい。全対象地区で実施したのか。期日前投票所の増設を含め、全有権者に見直し案の説明をすべきではないのか。 ・市民への周知が徹底しておらず、見直しありきが先行している。該当地区の市民ですら知らない人がいる。該当地区の説明会も、連区長まかせで聞いていない区もある。全市民に周知することが必要である。この案が決定されて、相当の期間維持するとなれば尚のこと。 ・パブリックコメント手続きについて、多くの意見が集約できると到底思えない。むしろ意見を発信できにくくしている。広報でもっと大きく取りあげて各地区の実状を把握しなければ、山脇市長の言う開かれた市政とは言えないのではないか。
選挙管理委員会の考え方
・投票区・投票所の見直しの対象となる地区への説明会につきましては、４月から７月までに開催したものであり、連区長に対する説明等を１７回、連区内の各町内会長に対する説明等を２０回、住民説明会を７回開催してきました。進め方としては、はじめに各連区長に見直し案の内容を説明し、次に連区内の町内会長に同様の説明を行い、最後に住民説明会という順に行ってきました。 住民説明会を実施していない地区につきましては、連区長及び町内会長への説明の過程において、見直し後の投票所までの距離や有権者数増加の規模等も地区により様々であり、「説明会を開催したとしても集まらない」、「町内会の回覧で対応したい」などの意向を示されるなど、各地区によって意見は様々であったことから、選挙管理委員会としては、各地区の意向に沿うように柔軟に対応してきたところですので、ご理解をお願いいたします。 ・パブリックコメント手続は、市の基本的な政策などの策定に当たり、その案を公表し、市民の皆様から政策などに対する意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して意思決定を行うとともに、その意見などに対する市の考え方を公表していく一連の手続のことをいいます。広報での周知については、紙面の都合等により案件名や募集期間などの掲載のみとなりましたので、ご理解をお願いいたします。

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しに関連した要望について）２件
・ポスター掲示場の減少は選挙があるということすら目に触れなくなり、関心がますます薄れます。投票に関心を持ってもらうには、逆にスーパーやコンビニなど目に触れるところに設置し、今より多くした方がよいと思う。 ・ショッピングセンターや駅構内の投票所は投票率を上げると思うので、よろしくお願いしたい。
選挙管理委員会の考え方
・ポスター掲示場については、公職選挙法施行令第１１１条に規定があり、投票区ごとの選挙人名簿登録者数と面積により設置できる数が決まっていますので、その数以上に設置することはできませんが、設置する場所については、公衆の見やすい場所に設置していますのでご理解をお願いいたします。 ・ショッピングセンターや駅構内の投票所の設置については、今後において共通投票所を設置する場合には検討していきたいと考えていますが、現在、投票所として使用している学校施設、公民館、地区市民館、保育園、生涯学習会館及び民間施設を引き続き投票所として使用していきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（投票所の変更・追加の要望について）４件
【伊奈町古当地区】 ・伊奈町古当町内会地区は小坂井東小学校区内であるが、投票区見直し案では小坂井西小学校屋内運動場が投票所となっている。市の説明資料の見直し基準では、町内会の属する小学校区を越えている小学校区は検討しますとの記述どおりにすべきと思う。 ・小坂井地域の投票所の統合で言えば、古当地区は小坂井西小学校まで名鉄・東海道と越えていかなくてはならない。なぜ、小坂井東小学校の方が、小坂井西校区まで行くのか、わからない。見直すなら、まず、校区や地域の状況を考えて見直すのが先ではないのか。 自治体で働く職員は、市民の気持ちになって考えてもらいたいと思う。 【八南地区】 ・八南地区は見直し対象ではないが、国の基準で考えて、八幡町民館と八南公民館に分割していただきたい。 ・八南公民館の投票所は、八幡地区の建築ラッシュによる人口増で１箇所増設してほしいくらい。
選挙管理委員会の考え方
【伊奈町古当地区】 **町内会の属する小学校区を越えている投票区については、見直しを検討いたします。** **【八南地区】** **八南投票区については、投票区・投票所の見直しの基準である6,000人以内であるため、分割の対象とはならないものですので、ご理解をお願いいたします。**

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しによる影響に関する意見）３５件　（その１）
・見直し案では、投票所を５９箇所から４５箇所に減らすことになるが、今の投票所より遠くなる人が多くなる。車を運転できない人や、年齢の高い人は投票所に行けなくなるし、若い人でも足が遠のくのではないかと思う。投票率を上げるためには、身近な所で投票できるようにした方がよいと思う。 ・投票率の向上を目指しての改革かと思うが、むしろ投票率が大きく下がるのではないか危惧している。 ・「選挙は民主主義の学校である」と言われる。投票率のアップこそ大切。車で異動できない人にとって、投票所が遠くなることは、どうしてもおっくうになって投票が遠のく。投票に行かない若い人に「車に乗せて」とは頼みにくい。この案を考えた方は、車で移動できる方だと思うが、交通弱者の人たちのことを考えられる行政であってほしいと思う。 ・最大の問題点は、この案では「投票率の向上」に寄与出来ないこと。しかも、それを認めている案だということ。期日前投票所の増設及び投票区・投票所の見直しの趣旨には「投票環境の整備と投票率の向上を図るため」と明記されている。 期日前投票所の増設による影響と期待される効果には、「３日間で延べ120名の・・・人件費が発生」「期日前投票システムの導入や受付用ノートパソコン等の備品が必要となるほか・・・ネットワークのための経費が必要」となる影響はありながらも、「投票環境の向上と投票率の向上」される効果があるとしている。 ところが、投票区・投票所の見直しによる影響と期待される効果には、「投票所までの距離を遠くなる場合があり」という影響を認めながら、効果には「投票環境の向上につながる」と投票所に来ることが困難になることに対して配慮が皆無である。そして、効果は「投票管理者及び投票立会人等の減少による経費削減」と「ポスター掲示場の減少による経費削減」であるとしている。一言も「投票率の向上を図る」効果について語らず、自ら効果がないことを承知しながら事を進めようとしていることは明白である。 ・選挙権に関わるこうした施策だから、国の基準や他市町村の実施例を調査したと思うが、投票所を減らして投票率が下がった事例があるとしたら、投票率向上を第一に考え、投票所の削減はやめて欲しいと考える。尚、調査結果と考察は公表すべき。 ・有権者が投票しにくくなるようで、投票率アップとはならないと思う。 ・見直しされる投票所の中には、交通量が多い所や、鉄道線路を渡らなければならないなど、高齢者、障害者等が投票に行き難くなり、投票率の低下になる。 ・削減の理由はいろいろあると思うが、投票率の低さから、削減することによって、更に投票率は下がると思う。投票しやすいところに投票所があるならば、高齢のものでも歩いていけると思う。遠方では、家族に車で連れていってもらわなければ投票できない。 投票所を削減して、投票率を下げるより、選管としては、投票率を上げることを優先すべきではないのか。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しによる影響に関する意見）３５件　（その２）
・案を聞いたとき、真っ先に思い浮かんだことが、投票所へ行けなくなる人が増え、投票難民がでるということ。併わせて自治体が投票権を奪うことになるという思いだった。行政（選管）の任務である、いかに投票率を上げるかに見直し案は逆行している。行政者は自分のこととして考えてほしい。実施予定時期にしばられず、所定の手続き（手順）を終えているから決定するということがないように、市民の意見を聞き協議してほしい。 ・投票所の削減には、大反対。投票所の見直しというよりは、大幅な削減といえる。どれだけ多くの人が不便になるか、高齢者や障碍者にとって、一日限りの投票所の改善よりも、なにより近いほうが、助かるのではないか。市はそういう人たちを切り捨てているように思える。ここまで減らす必要があるのか、再考願う。 本気で資料１７ページに記載されている期待される効果、投票率の向上を考えているのか、市からの説得力がない。 正直、豊川に引っ越してきて、この問題にあたり、がっくりしている。高齢者が増えるこの社会、車のない未成年者の民意が反映される社会を助けてほしい。一度減らした投票所を増やすことはできない。豊川市民が幸せであることが、市の職員の方々の幸せに繋がると信じている。 ・睦美・三上投票区では資料によれば、いずれも最長距離が１，０００ｍも延長され、投票率の向上を図るという趣旨とは逆行するとんでもない案であることは間違いのないものである。 是非撤回して、真に投票率の向上に貢献できる提案を市民とともに考えて頂きたい。 ・赤坂台投票所の閉鎖は、投票の権利を奪うものであり反対。投票所を閉鎖することにより、投票率が低くなることになり、投票を呼びかける選管とも矛盾する。 ・下郷地区市民館から、天王小学校への投票所変更は、徒歩が主な移動手段である高齢者の投票率低下を助長させる可能性が高い。 ・国道１５１号線を渡って新しい投票所（天王小学校）に向うのは、距離以上の障壁を感じる高齢者が多い。故に投票率は大きく下がると想定される。 ・下郷地区市民館を廃止して、天王小学校に統合した場合には、１５１バイパスを横断しなければならない。このため単に遠近のみで判断する以上に、投票に行かなくなる。したがって、投票率は確実に低下する。 ・全国的に投票率が下がる傾向が強まっている。従って、選挙管理委員会としては、何よりもまず、どうやったら投票率が上がるのかに施策の中心を置くべきである。少なくても投票率が下がることが予測されるどんな施策も打つべきではない。今後、老齢化がどんどん進んでゆくことがはっきりしている時に、投票所までの距離が大幅に延びるばかりか、下郷地区では、国道１５１号線をまたいでゆかなければならなくなったら投票を諦める人が増え投票率が下がることがあっても、増えることはあり得ない。赤坂台の地区も全く同様である。選挙管理委員会として考えなくてはならない施策としては全く真逆の施策ではないのか。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しによる影響に関する意見）３５件　（その３）
・投票区・投票所の見直しに関しては、問題のある地区が多くあると思われるので、再考をお願いしたい。中条地区については、今回の案では町内のほぼ中心地にある中条地区市民館から町内の南端に位置する天王小学校体育館に変更するものだが、町民のほぼ９０％の方が今までより遠くなると思う。更に、中条町内から天王小学校に行くには、ＪＲ飯田線を渡り、約１０ｍの段差のある坂を下り、帰りは昇らなくてはならない。 これでは、特に徒歩が主な移動手段である高齢者や、歩行が困難な方にとっては、投票所は更に遠く不便に感じてしまい、投票率の低下は避けられない。
・天王小学校区は、２６小学校区の中で児童数が、下から５、６番目に少ない小さな校区で、このような校区において、今までより投票率が低下することは、校区民に特に関係の深い市議会議員選挙においては、地元選出の候補者にとって、更に大変厳しい状況となることを強く危惧している。
・投票所が遠くなると、特に高齢者が困る。私の投票区は見直しはないが、友人が遠くて不便になり、投票所に行かなくなる。国民の参政権を奪わないでほしい。交通弱者は行き難くなるので、保護してほしい。
・私の周りの人達からは、投票所が遠くなれば投票には行けなくなるとの声を多く聞く。市民に対して納得出来る説明をしてほしい。
・私はいくつになっても、投票権を行使したいと考えている。高齢化社会、独居老人も増えている今日では、投票所まで介添え送迎してくれる人も望めない。自力でシニアカーを押して投票に行けるのが理想と考えている。投票所環境の向上に繋がるとしても投票所に辿り着けなければ始まらない。
・投票しやすいところに投票所があるならば、高齢のものでも歩いていけると思う。遠方では、家族に車で連れていってもらわなければ投票できない。
・投票所が廃止されることで、多くのお年寄りが投票難民になる投票所は残すべきである。
・車で投票所に行くとなると、駐車場の問題もでてくるのではないかと思う。投票に行く人が重なった場合、車を駐車する事に時間がかかれば、より一層投票に行かなくなるのではないかと思うので、投票所の削減には反対である。今のままであってほしいと強く思う。
・小坂井投票区では、３箇所の投票所が１箇所になるとのことだが、弱者の意見を聞いてほしい。車に乗れない、遠くまで歩けない、投票に行きたくても行けない。今のままではダメなのか。豊川市民になって良かったと思えない事ばかりだ。市民が置いてきぼりの市政はごめんである。民主的ではない。透明性のある豊川市政であってほしい。
・篠束投票区では、３箇所の投票所が１箇所になるとのことだが、義母も実母も車の運転はできないため、投票に行くには遠くなれば、自分の好きな時にいけなくなり、家族の予定に合わせなければならなくなるし、気楽には投票に行けなくなる、行かなくなると思う。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

投票区・投票所の見直しに関する意見等（見直しによる影響に関する意見）３５件　（その４）
・三上の方は、東部小学校が投票所になるそうだが、困っている方が見えるそうなので、ぜひ現状のままでお願いする。 ・歩いて行ける所なら、駐車場の心配は減少する。赤坂台保育園が廃止されれば、今でさえ駐車台数の少ない音羽生涯学習会館の駐車が不便になる。 ・赤坂台保育園から音羽生涯学習会館への変更は、長い坂と一号線を越える必要があり、車利用でなければ、足腰の弱ったお年寄りには行けない。 ・赤坂台に住んでいるが、投票所が遠くなると聞いて悲しくなった。これから歳を重ねたら、遠くまで出かけられない。生活を左右する政治にしっかり参加したい気持ちはあっても投票にいけないのは困る。遠くにするのではなく、近くで投票させてほしい。 投票所削減は絶対反対である。 ・投票所の統廃合については、下郷投票所を廃止する旨を聞いているが、私たちとして下郷地区市民館の廃止に反対する。下郷地区市民館を廃止して天王小学校にした場合には、国道１５１号線バイパスを横断しなければならず、年齢が上がってくれば、３０ｍを徒歩で渡る、自転車で渡ることは危険である。遠近のみで判断し、合理化や効率化のために見直しを行うのであれば、私たちは投票を断念し、権利を放棄せざるを得ない。 ・投票所削減にとても驚き、納得できない。下郷地区はとても高齢者が多く、買い物や医者通いも家族の運転する車に頼っている人が多い。下郷地区市民館なら歩いて、自転車でと自分の意志で行くことができる。投票という個人の権利を奪ってしまう投票所の合併、削減は個人の意志を主張できないことに通じる。車の通りの多いバイパスを通り、歩行では無理な小学校への統合には反対である。 ・下郷地区市民館から天王小学校への変更は、１５１号線を越えなければならず、信号を一気に渡れないお年寄りが歩いて行くのは危険である。 ・「平成２９年３月の投票環境の向上に向けた取り組み事例集」の事例集４によれば、石川県白山市は山間部の投票所を統合した際には投票所への移動支援策として、投票当日に送迎バスの運行を施行している。豊川市の場合には統合のみで善後策が講じられていない。住民への配慮がないといえる。この案の撤回を求める。 ・投票所が遠くなった人たちのバスの運行は考えていない。

（別紙）意見等に対する実施機関の考え方

選挙管理委員会の考え方
現在の投票所は、学校施設、公民館、地区市民館、保育園、生涯学習会館及び民間施設など５９箇所ありますが、各施設において投票所として使用する部屋の面積は、５０㎡から１，０２１㎡まで様々であり、投票所によって投票環境に差が生じている状況となっています。 投票所は、投票の秘密の確保に注意し、他人の投票を見ること又は投票用紙を交換すること等の不正手段を防ぐことのできる程度の設備を確保する必要がありますが、投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示し、また投票所内においては選挙人の投票のための順路を適切な方法で明示するなどの措置を講じるほか、高齢者や障害者等の投票の便宜のため、次のことに留意することとされています。 ①投票所においては、幅が広く堅固な記載台や記載台への照明灯、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、点字器、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮などのより投票しやすい設備や備品を準備すること。 ②投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差がある場合には、スロープを設置する、常時人的介助が可能な体制をとるなどの適切な措置を講じるとともに、これまでなされていた措置であっても、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障害者や高齢者の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講ずること。 ③投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる選挙人には人的介助が可能であることについて、障害者や高齢者等の方々に周知すること。また、併せて自書ができない選挙人については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知すること。 ④投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。 また、将来の有権者に対する主権者教育の一環として、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲が、幼児、児童、生徒その他の年齢満１８年未満の者に拡大されたので、投票所内のスペースを十分確保したり選挙人の動線と区分された場所を確保するなど配慮することとされています。 そのため、選挙管理委員会としては、選挙を問わず投票所の面積は９０㎡以上とし、この面積の根拠は、豊川市役所における期日前投票所の面積としています。これは、実際に同日選挙を想定し、投票箱を５箱置き、受付も選挙ごとに２箇所用意し、車イスを利用する方等への誘導等の配慮を考えて設置を行い、期日前投票所の面積９０㎡は最低限必要であると確認を行ったものです。 今回の見直しの考え方は、現在、投票所の面積が原則９０㎡以上ない投票区について、投票区内に面積が９０㎡以上ある施設があればその施設を投票所とし、面積が９０㎡以上ある施設がなければ、面積が９０㎡以上ある投票所のある投票区に見直しを図るものであり、その結果、投票区の規模等にばらつきが生じることから、あわせて平準化を図ることとしたものですので、ご理解をお願いいたします。 しかしながら、これまでの見直し対象地区の皆様への説明会等でいただいた意見や、平成２９年６月に総務省から「投票環境の向上方策等に関する研究会報告書（高齢者の投票環境の向上について）」が公表されたことから、市の福祉部やコミュニティバスを所管する市民部などの関係機関が行う各種施策と連携することや、投票するために支援が必要な高齢者の実態を把握すること等が必要であると考えてきたところです。そして、このたびのパブリックコメント手続でいただいた意見等を踏まえると、新たに遠距離地区となる投票区等の移動支援等を引き続き調査研究する必要があると考え、見直し案では全ての投票区・投票所の見直しの実施時期を平成３１年２月執行予定の愛知県知事選挙としているところですが、今回の見直しにより新たに遠距離地区となる投票区等については、移動支援の導入や見直しの実施時期を再検討していきます。